

I 健康福祉部門

【担当部】
・健康福祉部

1 医療体制の充実

主要施策	目標設定	事業数
① 医療従事者の確保		2
② へき地医療体制の充実	○	3
③ 救急医療体制の充実		1
④ 「かかりつけ医」の普及・定着の促進	○	2

2 健康づくりの推進

主要施策	目標設定	事業数
① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進	○	3
② がん対策の推進	○	1
③ 市民自らが取り組む健康づくり運動の推進		3
④ こころの健康づくりの推進		1

3 子どもを安心して産み育てる環境づくり

主要施策	目標設定	事業数
① 健やかな育ちに向けた支援	○	3
② ゆとりある子育てへの支援	○	4
③ 安心・安全な子育て環境の整備	○	4

4 高齢者福祉の充実

主要施策	目標設定	事業数
① 生涯現役のまちづくり	○	2
② 介護予防と生活支援体制の充実	○	2
③ 認知症高齢者支援施策の充実	○	2
④ 地域包括ケアシステムの構築	○	1

5 障がい者福祉の充実

主要施策	目標設定	事業数
① 地域における障がい者福祉サービスの充実	○	4
② 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進	○	3
③ 共に生きるバリアフリー社会の実現	○	2

6 地域福祉の推進

主要施策	目標設定	事業数
① 地域の支え合い活動の推進と支援	○	3
② 地域での自立した生活への支援	○	1
③ 避難行動要支援者への支援体制の充実	○	1

1 医療体制の充実

(1) 現状と課題

- 全国的な医師不足が深刻な問題となっている中、中核病院である浜田医療センターでも特定診療科の常勤医師の不在や不足がみられ、民間医療機関においても医師の高齢化や後継者不足の問題を抱えています。
また、看護師等の医療従事者※1も不足している状況であり、育成及び確保が必要となっています。
- 「浜田市健康づくりと地域医療を守り育てる条例」に基づき、民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院との連携と医療に対する住民理解により、地域全体の総合的な医療体制を整備し、充実させることが必要です。

(2) 基本方針

地域住民が安心して医療が受けられるよう、医療従事者の確保など地域医療を維持していくために必要な対策について、地域医療機関と連携して取り組みます。

さらに、地域住民と医師との意思疎通を図り、地域勤務医の重要性が認識できる場の設定や啓発を行います。

地域医療を担う医療従事者の育成や招へいを行うため、医療従事者にとって住みやすく働きやすい環境整備等の支援を行います。

(3) 主要施策

① 医療従事者の確保

医師確保については、中山間地域包括ケア研修センターへ医学生を積極的に受け入れるとともに、ソーシャルネットワークを活用して全国に情報発信を行い、医師の誘致に努めます。後期研修医の受け入れ体制については、研修の内容、研修プログラムの充実等を図ります。

また、若い世代の医療への関心を高めるため、中学生の夏休み医療体験学習を実施します。

看護師等確保については、准看護学校修学資金による助成、実習の補助及びリハビリテーションカレッジ島根への入学者に対しての助成を実施します。

〈主な事業〉

- 地域医療連携事業
- リハビリテーションカレッジ島根支援事業

② ヘき地医療体制の充実

市内5か所の国民健康保険診療所においては、現在の診療体制を維持しながら、一体的な運営等により、安定した医療サービスの提供を継続します。

また、各地域の民間医療機関や国民健康保険診療所、中核病院との連携を強化し、地域医療ネットワークの充実を図ります。

〈主な事業〉

- 国民健康保険（直営診療所施設勘定）
- 地域医療連携事業
- 在宅医療連携推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
浜田市国民健康保険診療所の常勤医師数（へき地診療所等5施設）	平成27年度 3人	平成33年度 4人	中山間地域の医療を支えるへき地診療所等の医師の人数

③ 救急医療体制の充実

一次医療を担う民間医療機関や国民健康保険診療所と二次・三次医療を担う中核病院の救急医療提供体制がそれぞれ有効に機能するよう、休日応急診療所の適切な運営に努めるとともに、市民に対して日常的に地域の医療情報を分かりやすく提供します。

また、救急患者に対する的確な対応を行うため、それぞれの医療機関が適切な連携をとれるよう救急医療体制を充実します。

〈主な事業〉

- 休日診療所管理運営費

④ 「かかりつけ医」の普及・定着の促進

「かかりつけ医」は、健康上の悩みごとの相談、疾病の早期発見、初期治療や慢性疾患の治療経過観察などを行い、「病院」は、「かかりつけ医」と連携をとり、専門的な検査や入院が必要な場合の治療を行います。

このように、症状に応じた役割分担が必要なため、医師会など関係医療機関と連携を図り、市民への「かかりつけ医」の普及と定着を推進します。

〈主な事業〉

- 地域医療連携事業
- 在宅医療連携推進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
浜田医療センターへの紹介状件数・率	平成26年度 10,136件 81.48%	平成33年度 10,410件 83.00%	「かかりつけ医」等からの文書による紹介状件数・率

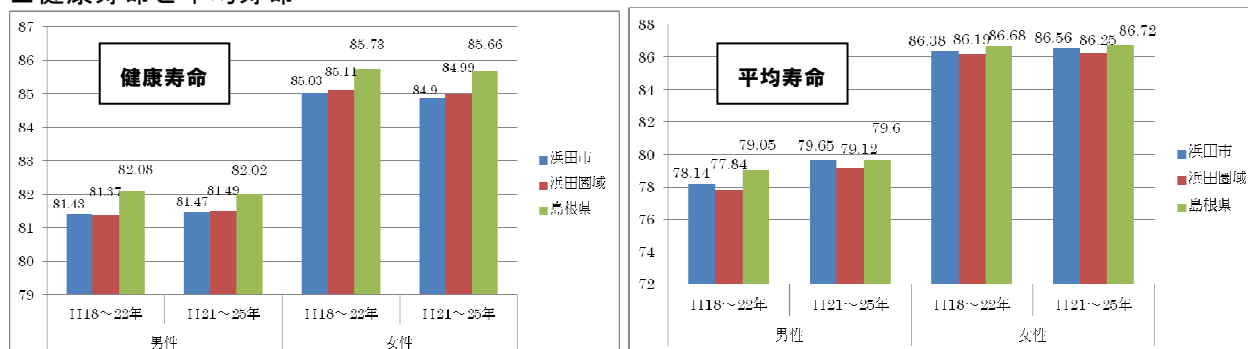
※1 医療従事者：医師、薬剤師、看護師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、医療機関や福祉施設等に従事する様々な国家資格等を持つ専門職。

2 健康づくりの推進

(1) 現状と課題

- 高血圧や高脂血症、糖尿病等の生活習慣病は、健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。その原因となっているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、日常生活で予防が可能なことから、バランスのとれた食生活、適度な運動、禁煙等を実践することが求められています。
- 平均寿命は延びていますが、健康寿命は島根県と比べて短くなっています。健康寿命を延伸し、自立した生活を長く送ることができる環境づくりが必要です。
- 現代社会環境の複雑多様化は、市民生活における精神的ストレスを増大させており、ライフステージに応じたこころの健康づくりとこころの健康問題への対応が必要です。

■健康寿命と平均寿命

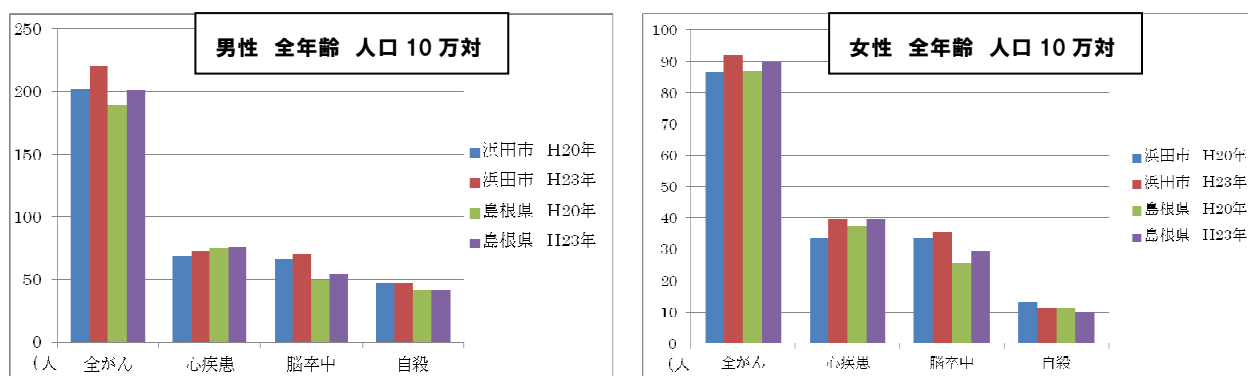


(注1) 数値は、島根県健康指標マクロ（平成20年、23年を中心とする5年平均）による。

(注2) 「浜田圏域」は、浜田市と江津市のエリア。

健康寿命：65歳に達した者が健康で自立した生活が送れる期間（65歳＋平均自立期間）

■主要死因別年齢調整死亡率



(注) 数値は、島根県健康指標マクロ（平成20年、平成23年を中心とする5年平均）による。

(2) 基本方針

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ちながら、それぞれのライフステージに応じた生活習慣の形成、体力づくり、健康づくりができるように支援します。

(3) 主要施策**① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進**

健康寿命を下げている原因疾患としては、関節疾患、認知症、脳血管疾患が挙げられます。

健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防のために、子どもの時から食育に力を入れ、家族ぐるみで、これまでの食生活や生活習慣を見直す意識啓発を図るとともに、それぞれのライフステージに応じた施策を推進します。

〈主な事業〉

- ストップ・ザ生活習慣病対策事業
- 在宅医療連携推進事業
- 食生活改善推進員育成事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
健康寿命（男女別）	平成27年度	平成33年度	目標値：平成27年度当初島根県平均値
	男 81.47 歳 女 84.90 歳	男 82.02 歳 女 85.66 歳	

② がん対策の推進

平均寿命を引き下げている要因は、がん、心疾患、脳血管疾患等が挙げられます。

疾病の早期発見のため、がん検診をはじめとする各種検診費用の助成を引き続き行い、健診を受けやすい環境づくりに取り組みます。

〈主な事業〉

- がん検診事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
がん年齢調整死亡率 (人口 10 万人当たりの年間死亡者数)	平成27年度	平成33年度	全年齢合計によるがん年齢調整死亡率 (目標値は島根県平均値)
	145.7	136.8	

「年齢調整死亡率」：年齢構成が異なる地域間の比較を行う目的で年齢人口を調整した死亡率。

③ 市民自らが取り組む健康づくり運動の推進

健康は、個人の努力と、家庭や地域、関係機関・団体等が支え合い、連携することによって維持することができます。日常的に健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

〈主な事業〉

- 健康増進事業
- 健康ポイント事業
- 食生活改善推進員育成事業

④ こころの健康づくりの推進

こころの健康に関する市民への普及啓発や相談できる場の確保等を行うことにより、その予防・早期発見・正しい対処法などの指導充実に努めます。また、学校、職域、地域等において関係機関との連携による自死対策のための体制を整備します。

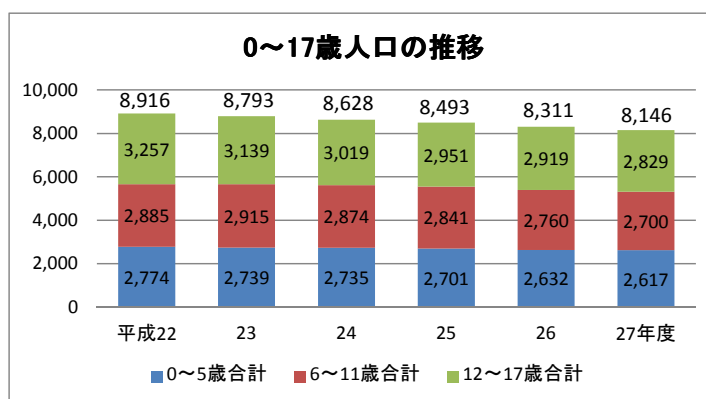
〈主な事業〉

- 自死予防対策事業

3 子どもを安心して産み育てる環境づくり

(1) 現状と課題

- 子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化、晩婚化、未婚化の進行に加え、地域の連帯意識の希薄化、女性就業者の増加や就労形態の多様化、保育需要の多様化等、様々な要因により大きく変化しています。
- 子どもが健やかに育つためには、子育て家庭の仕事と家庭生活の両立、新しいニーズに対応した子育て支援のほか、地域全体での子育てや安全・安心なまちづくりの推進が必要です。
- また、多子世帯を中心にした子育て家庭の経済的な負担の軽減やひとり親世帯に対する支援が求められています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 基本方針

妊娠期を含めた子どもが健やかに育つ環境を整備し、保護者が喜びを感じられるようなゆとりのある子育てを支援するとともに、子育て家庭を地域の人々で支えるまちづくりを推進します。

(3) 主要施策

① 健やかな育ちに向けた支援

“子どもの育ち”に視点を向け、健やかに成長することができ、周囲との関わりあいの中で豊かな人間性を育てていくための遊びや教育の場づくりを推進します。

また、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から出産、産後、育児まで切れ目のない支援体制を整備します。

〈主な事業〉

- 安心お産応援事業
- 乳幼児等健康診査事業
- 子育て世代包括支援センター（仮称）事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
子育て世代包括支援センター（仮称）の施設数	平成26年度 0 か所	平成33年度 1 か所	全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠期から育児期までの総合的相談や支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センター（仮称）の数

② ゆとりある子育てへの支援

“子育て家庭”に視点を向け、保護者がゆとりをもって子どもと向き合うことができるよう、多子世帯を中心に子育て家庭の経済的な負担の軽減やひとり親世帯への支援の充実を図り、地域と身近に関わりながら子育てのできる体制を推進します。

また、保育所や放課後児童クラブの拡充や保育の質の向上により子育てしながら働けるよりよい環境づくりに取り組みます。

〈主な事業〉

- 保育所入所受入促進事業
- 第3子以降保育料軽減事業
- 保育士修学資金貸付事業
- 児童医療費助成事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
認可保育所定員数	平成27年度末 1,895人	平成33年度末 1,955人	認可保育所の定員数

③ 安心・安全な子育て環境の整備

“地域や環境”に視点を向け、地域全体で子どもを育てる意識づくりや地域の子育て活動への支援を推進します。また、地域における子育て支援ネットワークの中核施設である子育て支援センターの移転新築に取り組みます。

保護者が仕事と家庭生活を両立しながら、安心して働ける環境を整備するとともに、家庭・地域・行政が一体となって、次世代の担い手である子どもたちが心豊かに成長し、将来に向かって夢や希望を持てるまちづくりを展開します。

〈主な事業〉

- 次世代育成支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て支援センター事業
- 地域子育て支援拠点事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
地域子育て支援拠点数	平成26年度 2施設	平成33年度 3施設	地域子育て支援拠点数

4 高齢者福祉の充実

(1) 現状と課題

- 団塊の世代の人が後期高齢者となる平成 37（2025）年を見据え、たとえ介護が必要になっても住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた積極的な取組が求められています。
- 高齢化率の急激な上昇・高齢者数の増加に伴い、介護を必要とする高齢者数も増加しています。介護を必要とする方へのサービスに加え、要介護・要支援状態にならないための取組や日常生活への支援が重要となってきます。
- 少子・高齢化が進む中、介護を必要とする人を支えるマンパワーの拡大が重要となっています。その中で、「高齢者＝支えられる人」とする概念を見直し、高齢者が生涯現役で活躍する社会を築くことが求められています。

(2) 基本方針

高齢者が住みなれたまちで健康でいきいきと安心して暮らし続けることが出来るよう、生涯現役のまちづくり、介護予防と生活支援体制の充実、認知症高齢者支援施策の充実、地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の実情に沿った高齢者施策を総合的に推進します。

(3) 主要施策

① 生涯現役のまちづくり

生涯現役で、積極的に社会と関わり、自分らしく自立して生きていくライフスタイルを持つことができるよう、高齢者が日常的にボランティア活動に参加できる仕組みづくりに取り組みます。

また、社会福祉協議会や高齢者クラブ連合会、シルバー人材センター等の活動を支援し、健康づくりや生きがいづくり活動の推進及び地域の多様な要望に対応できる体制の整備を図ります。

〈主な事業〉

- 高齢者クラブ連合会助成事業
- シルバー人材センター助成事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
シルバー人材センター会員数	平成 26 年度	平成 33 年度	浜田市シルバー人材センターに登録された会員数
	464 人	552 人	

② 介護予防と生活支援体制の充実

高齢者の介護予防と生活支援体制の充実を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。

生活機能の低下防止をはじめ、高齢者の状況に応じた介護予防メニューの充実に取り組むことにより、高齢化の進展に伴い上昇が見込まれる要介護認定率の抑制に努めます。元気な高齢者に対しては介護予防に関する知識の普及・啓発などに取り組みます。

また、地域や関係機関と連携して、担い手の拡大を図り、生活支援体制を充実します。

〈主な事業〉

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
要介護認定率（要介護者のみ）	平成26年度	平成33年度	65歳以上の高齢者のうち、要介護1以上の認定者の割合
	18.8%	19.6%	

③ 認知症高齢者支援施策の充実

認知症高齢者は、今後増加が見込まれることから、認知症が疑われる高齢者の早期発見と把握に努め、医療機関と介護事業者等との連携を図りながら、状況に応じた適切な支援体制の構築を推進します。

また、認知症サポーターを増やすことで周囲の理解者を増やし、認知症高齢者がその地域で暮らし続けることができる環境づくりを進めます。

〈主な事業〉

- 認知症施策推進事業
- 権利擁護事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
認知症サポーター養成講座受講者数	平成26年度	平成33年度	認知症の人と家族を地域で見守る応援者養成講座の受講者の総数
	3,696人	6,000人	
市民後見人養成講座受講者数	平成26年度	平成33年度	親族後見人と専門職後見人の間の存在として位置づけられる市民後見人養成講座の受講者の総数
	70人	150人	

④ 地域包括ケアシステムの構築

介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進し、その要となる地域包括支援センターの機能強化を図ります。

〈主な事業〉

- 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
地域包括支援センター数	平成26年度	平成33年度	地域包括支援センターの数（サブセンターを自治区ごとに設置）
	1施設	5施設	

5 障がい者福祉の充実

(1) 現状と課題

- 障がいのある人が安心して暮らしていくためには、何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実が必要不可欠となっています。
- 障がいのある人の自立及び社会参加を促進し、障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められています。
- 差別や偏見、疎外感を感じることがないように、障がいのある人もない人も共に理解し合いながら暮らすことができる地域づくりが求められています。

(2) 基本方針

障がい者福祉への理解と認識を深め、地域全体で支え合う体制づくりを進めるとともに、障がいのある人もない人も一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまちを目指します。

(3) 主要施策

① 地域における障がい者福祉サービスの充実

障がいのある人が住みなれた地域で暮らせるように、適切な保健・医療・福祉サービスが提供できる体制の充実を図ります。

入所施設から地域生活への移行や就労支援といった課題に対して、地域の社会資源を最大限に活用しながら、対応できる体制の整備を推進します。

〈主な事業〉

- 相談支援事業
- 居住サポート事業
- 障がい者介護給付事業
- 障がい者訓練等給付事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
地域生活支援拠点数	平成 26 年度	平成 33 年度	障がい者の地域生活を支援する機能を集約した拠点数
	0 か所	1 か所	

② 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

障がいのある人一人ひとりが能力を最大限に発揮でき、様々な活動に参加する機会が確保できるよう、乳幼児期から障がいの早期発見・早期療育、教育、就労へと、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

〈主な事業〉

- 障がい児通所給付事業
- 地域生活支援事業
- 障がい者社会参加促進事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
障がい児通所支援事業所数	平成 27 年度	平成 33 年度	身近な地域で障がい児の療育・発達について専門的な支援が提供される事業所数
	3 か所	5 か所	

③ 共に生きるバリアフリー社会の実現

平成 28 年 4 月から施行される障害者差別解消法においては、「障害を理由とする権利侵害の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」が規定されています。

この法の精神に基づき、障がいのある人を取り巻くあらゆる「バリア」を解消し、障がいのある人の基本的人権が尊重され、障がいのある人もない人もお互いに理解し合い、共に生きる社会の実現をめざします。

〈主な事業〉

- 障がい者福祉事務費
- 地域生活支援事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
手話通訳奉仕員登録者数 (手話通訳士・者含む)	平成 27 年度	平成 33 年度	手話通訳奉仕員登録者数
	4 9 人	8 4 人	

6 地域福祉の推進

(1) 現状と課題

- 地域や家族の絆が希薄になる中で、誰もが地域で安心して暮らしていくには、地域の一人ひとりのつながりや、地域へのかかわりが必要となってきました。
- 生活課題は、経済的なものから家族関係に関わるものまで複雑で多岐にわたっています。
- 近年起きた全国での大災害の発生から、あらためて地域コミュニティの必要性が再認識され、日常からのつながりや災害時における要援護者への支援体制の構築が求められています。

(2) 基本方針

市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政による「公助」だけでなく、地域を主体とした「自助」や「共助」により、市民を主役に、互いを認め合い、みんなで支え合う福祉のまちづくりをめざします。

(3) 主要施策

① 地域の支え合い活動の推進と支援

近所同士や地域内で助け合い、支え合う関係を築く取組みや多くの人気が気軽に集まれる場づくり、地域での見守り活動を推進します。

地域から孤立する人がでないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近な地域につくるなどの支援体制を強化します。

〈主な事業〉

- 地域福祉まるごと支援推進事業
- 社会福祉協議会助成事業
- 民生委員活動費助成事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
ボランティア登録団体数	平成26年度 91 団体	平成33年度 100 団体	ボランティアセンターへの登録団体数

② 地域での自立した生活への支援

生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や生活に困っている人からの困りごと相談全般に応じ、相談者の気持ちに寄り添いながら、専門機関と連携して、自立した生活へ向けた支援（自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援）を実施します。

〈主な事業〉

○生活困窮者自立支援事業

目標	現状値	目標値	目標の説明
生活相談者への支援件数	平成26年度 320件 (8か月)	平成33年度 1,000件	「あんしん生活相談窓口」における相談・支援件数

③ 避難行動要支援者への支援体制の充実

市民の安全を守るため、地域での防災体制を整備するとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯など、支援が必要な人たちに対して、地域における見守りや声かけなどで日頃から地域内のつながりを強化し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

市が作成する「避難行動要支援者名簿」を本人同意を得た上で、地域の関係者へ名簿を提供し、地域における互助・共助が行える体制づくりや地域の防災力を高める支援を行います。

〈主な事業〉

○社会福祉総務事務費

目標	現状値	目標値	目標の説明
「避難行動要支援者名簿」の提供を受ける地域の関係団体数	平成27年度 44団体	平成33年度 70団体	名簿を基に地域防災に取り組む団体数（消防団、民生委員を除く）